主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人山川常一の控訴趣意は別紙記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

論旨は原判決が被告人を本件恐喝の共同正犯と認定したのは事実誤認であると謂うのである。しかし原判決の掲げる各証拠を綜合して判断すれば被告人とA外二名の者との間に原判示の如き方法により本件被害者側を畏怖せしめて金員を交付させるにつき互に意思の連絡のあつたことは充分これを認めることができ、被告人がA外二名の者と共同謀議をした事実を認めるに足る直接の証拠は存しないとしても原判決が被告人を本件恐喝の共同正犯と認定したのは蓋し相当であると謂わなければならない。原審が取調べた各証拠を検討しても原判決に所論の如き事実誤認は認められずまた証拠によらずして共犯と認定した違法があるとは云えない。従て論旨は理由がない。

同第二点について

論旨は原判決の量刑は重きに過ぎると謂うのである。しかし本件記録に徴するに被告人は昭和十六年以降暴力行為等処罰に関する法律違反傷害賭博恐喝窃盗罪等により前科七犯(内四犯は懲役刑)を重ねていることその他諸般の情状を考量すれば原審の量刑(懲役八月)は相当であつて、論旨の主張する諸点殊に本件被害者は食糧管理法違反罪を犯さんとしていたものである点を考慮に容れても原判決の科刑が重きに失するとは認められない。従で論旨は採用し難い。

仍て本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条により主文の通り判決 する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田字三郎 判事 浮田茂男)